

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱

平成10年4月1日
農政水産部農産園芸課
令和7年3月10日最終改正

(趣旨)

第1条 県は、農産物の生産・振興を図るため、予算で定めるところにより、市町村又は団体等（以下「補助対象者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率及び補助対象者は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前項の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

- 2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業主体が市町村の場合にあっては、当事業の実施に係る市町村の補助金の交付に関する規程
 - (2) 事業主体の規約又は定款（事業主体が市町村の場合を除く。）
 - (3) 事業主体が補助事業により施設又は機械を取得する場合にあっては、当該施設の管理運営に関する規程等
 - (4) 施設又は機械の導入である場合にあっては、当該施設又は機械の実施設計画書又はカタログ、見積書
 - (5) 補助対象者が市町村の場合であって、この補助金を財源に補助を受ける事業主体がある場合、事業主体が市町村に提出した補助金等交付申請に係る事業計画書及び収支予算書等の写し並びに機械等の導入支援事業については農業共済組合と連携して農業保険の加入を促すことが分かる書類
 - (6) 市町村以外の者にあっては、第2条第2項第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3ヶ月以内のもの。写しでも可。）
 - (7) 法人にあっては、第2条第2項第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
 - (8) 市町村以外の者にあっては、第2条第2項第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
 - (9) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第2条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後10年間保存すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで、保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業計画書の経費の配分欄に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の増減とする。

（計画変更の承認）

第8条 規則第10条第2項の規程により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（別記様式第6号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書及び補助事業の遂行状況を記載した書類（別記様式第7号）

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

（実績報告）

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 施設又は機械の導入である場合にあっては、当該施設又は機械の出来高設計書又は契約書の写し等導入を証明する書類及び完成写真
- (4) 施設等の管理運営規定
- 2 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第3条ただし書に規定する事業主体に係る部分において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分制限）

第11条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数及び様式）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（書類の経由機関）

第13条 市町村長は、規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合、所管の西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行し、平成15年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月2日から施行し、平成16年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から施行し、平成17年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月2日から施行し、平成18年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月27日から施行し、平成19年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行し、平成19年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行し、平成20年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月4日から施行し、平成20年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行し、平成20年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月2日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月2日から施行し、平成22年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。ただし、輸出対応型産地育成支援事業については、平成27年度2月補正予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月26日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月30日から施行し、令和２年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年７月22日から施行し、令和２年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年６月30日から施行し、令和３年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年６月15日から施行し、令和４年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年11月２日から施行し、令和４年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年３月14日から施行し、令和４年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年６月28日から施行し、令和５年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年３月５日から施行し、令和５年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年６月25日から施行し、令和６年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年12月10日から施行し、令和６年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年３月10日から施行し、令和６年度の予算に係る宮崎県農産園芸関係事業補助金から適用する。